

随意契約理由書

件名	長田(片山町他)配水管取替工事	
契約の相手方	株式会社 朱門建設工業	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和2年12月4日に入札中止となった。</p> <p>本工事は経年した配水管の更新の他、災害時に避難所となる重要給水拠点(名倉小学校)への管路の耐震化を進めるもので、災害直後の早期復旧の観点からも、速やかな現場着手が必要である。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、本工事の入札参加を希望した者に再度打診したが断られたため、工事場所である長田区の土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある事業者を優先して契約交渉を行ったが、技術者の手配ができない等の理由で合意には至らなかった。そこで、水道工事の実績がある市内地元業者に対象を広げて順次交渉を行っていったところ、上記請負人と合意に至った。</p> <p>なお、上記請負人は、須磨区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。また、水道工事の実績も有している。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課	(電話番号 322-5900)